

もっと 遠い空から

アラフィフで 北京留学 **前編**



白井 隆行 (50期)

●Takayuki Usui
当会国際委員会副会長

(略歴)

2003年5月 米国Duke University
School of Law, LL.M.
2004年9月 ニューヨーク州弁護士登録
2017年2月 香港司法試験
(Overseas Lawyers
Qualification Examination)
合格
2018年9月 中国人民大学法学院留学
現在 リップル法律事務所所属

1 留学のきっかけ

2019年11月13日、私は50歳の誕生日を北京で迎えました。中国人民大学法学院全英文修士課程の研究生として。

留学のきっかけは、18年前に遡ります。私は2002年から2003年にかけて、米国Duke大学LL.M.コースでも学んでいます。その際に教室にいた中国人学生たちとの会話から、WTOに加盟して間もない中国の社会、そして法律が、ものすごい勢いで形づけられては変容しているのを知り、非常にエキサイティングなものを感じました。

中国法務をやってみたい。そのような思いを持って帰国し、法律事務所から派遣されて、海外業務の多い出向先の企業に行ってみると、中国関連の取引も扱っているのです。しかし、絡ませてはもらえません。中国法務ができるとは

思ってもらえないのです。そこで案件に関係しそうな中国法について英文で書かれた文献を探してみたのですが、いずれも古く、中国法に関する信頼できる最新の資料はほとんどが中国語で書かれたものであることが分かり、中国語の勉強を始めようと思いました。

中国語の勉強は、2004年頃から本格的に始めたので、もう15年以上も勉強していることになります。語学学校、個人教授、オンラインレッスン、通信教育など、あらゆる方法で取り組みました。勉強方法は、中国語検定試験の一つずつ上の級を目指すというものです。2013年7月に中国語検定準1級に、同年9月にはHSK (Hanyu Shuiping Kaoshi・漢語水平考試) 6級にも合格し、少しずつ中国案件も任されるようになりましたが、自分の中国語はテストの点数をとるための中国語で、実践的なものではないと感じていました。



入学式当日の中国人民大学法学院前の広場

そんなとき、香港の司法試験であれば外国人でも受けられると聞きつけ、2年かけて受験勉強し、Hong Kong Lawyers Qualification Examinationに2017年2月に最終合格しました。しかし、受験のため（だけ）に香港を訪れて感じたのは、香港が中国本土と結び付きを強めていること、そのため香港法だけが関わる案件は減少傾向にあり、中国法も関わる案件がこれからも確実に増え続けるであろうことです。

帰国後所属していた法律事務所でも、その後転職した元出向先でも中国勤務を希望していましたが、いずれもかなわずにいました。これも勤め人の巡り合わせというものでしょう。

いつしか50歳の足音が聞こえるまでになっていました。「自分はこのまま一生中国に行けずに終わるのか」そう思っていたところ、目の前に現れたのが、当会の中国人民大学法学院推薦留学制度（「本制度」）です。

私は2012年から当会の国際委員会の活動に参加しています。当会と友好協定関係にある台北律師公会との交流会が毎年あり、自分の中国語を生かして外国の弁護士の先生方と最新の法律談義ができるところにひかれました。外国の弁護士と中国語でやりとりする機会は、ほぼこの交流会だけしかない時期もあり、私には中国語の勉強を続けるモチベーションともなっていました。そんななか、三宅弘先生が当会会長の頃から続けてこられた、中国人民大学法学院（「本学院」）との間の交換留学生等に関する覚書の交渉が、ようやく実を結ぶかもしれない状態になっていることを知りました。

私は本学院のことを初めて知り、中国において法学でどのレベルの大学なのか、見当も付かずにいましたが、中国のウェブサイト調べてみると、北京大学や清華大学を超えた、中国第一位の法学院なのです。

本制度の素晴らしいところは、まず年齢制限がないことです。当時北京大学法学院のLL.M.のウェブページをみると「40歳まで」とあり、私の年では門前払いでした。しかし、本制度では当会会員であれば、年齢は不問とするとのことではないですか！



伊東元会長と早稲田元会長より激励を受けて

しかも、本制度の覚書案には、当会からの候補者は、日本で法律の学位を取得し、基本的な入学要件を満たしていれば、通常は入学が許可されるとあります。

更に、通常であれば70000RMB（人民币）かかる授業料が免除（但し、入学者が複数になった場合は頭割り）になるのです。

「こんな制度ができたならどんなにいいだろう」それからは本覚書の締結に向けて、微力ながらお手伝いをさせていただきました。2017年11月には本協定の締結を促すとともに、本学院をもっとよく知るため、三宅先生らとともに本学院を訪れ、講演会で講演もしました。その際に、本学院の施設の立派さや、学生たちの熱心さに大変感銘を受けました。三宅先生も、できることなら自分が留学したいくらいだとおっしゃっていました。

両者の努力の甲斐あって、交換留学生等に関する覚書は2018年春に締結されましたが、応募者がいません。

「それなら自分が行ってしまおうか」そんな思いが頭をもたげてきました。しかし、当時

私はある政府系金融機関の法務部にインハウス・ローヤーとして勤務する安定した立場にありました。二人の子供の学費のこともあるのに、勤務先を辞めなければならないかもしれない。「無理だよな」と思いつつ家族に相談したところ、全員が賛成してくれました。中国に行きたくて仕方がないのに行けない私の背中を見てきたからでしょう。

人事部に相談したところ、「留学期間は何か月ですか」と聞かれ、「2年です」と回答すると、「それは長すぎる、例外は認められない。どうしても行きたければ辞めていただくしかない」と言われ、「それなら辞めます」と答えました。私の留学はこれで決まりました。

2 本制度の特徴

既に述べた以外に本制度には次の特徴があ

ります。

本制度の留学期間は2年です。しかし、入学後に判明したのですが、1年目に必要な単位数を全てそろえ、2年目は日本に帰国し、元の勤務先で働くことも可能です。その場合、2年目は実際には修士論文をタイムリーに提出することくらいです。

(語学以外の)法律科目は、英語で行われる授業で単位をそろえる必要があります。しかし、中国語での法律の授業は、「選課」(科目登録して単位を取得する)でも、聴講でも受講できます。

英語力は一般にはTOEFLやIELTSのスコアの提出を求められますが、本制度では「人民大学法学院課程を履修するのに必要な英語力を有すること」とされ、スコア化はされていません。

14

スマホ向けアプリ『miNiBen』で 商事法務トピックスが読めます!

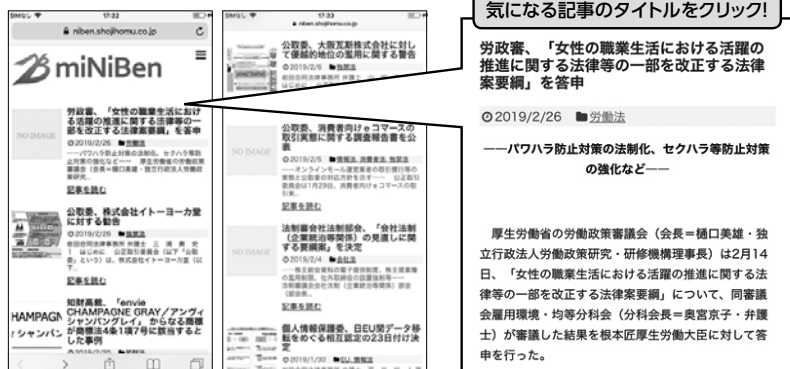
当会会員向けスマートフォンアプリ『miNiBen(ミニ弁)』は、研修会や委員会参加のために便利な機能など、多様な機能を搭載しており、iPhoneとAndroidいずれのスマートフォンでもご利用いただけます。そのほかにも、以下のような特徴もあります。

★インストール前までに、 「会員サービスサイト」の IDとパスワードのご確認を!

本アプリのご利用には、登録番号のほか、当会の会員専用ホームページ「会員サービスサイト」の「ログインID」と「パスワード」が必要となります。同IDとパスワードの再発行又は発行をご希望の場合は、「会員サービスサイト」ログイン画面下方に掲載の「ログインID、パスワードをお忘れの方へ」・「ログインID、パスワードの発行をご希望の方へ」をご確認ください。

商事法務トピックス

株式会社商事法務の有料会員向け情報から厳選したトピックスを、特別に無料で読むことができます。



インストールは
こちらから!

